⑵　当機構東日本地区における土木工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における土木工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」をいう。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、福島震災復興支援本部長等から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、福島県双葉郡大熊町から指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行に当たり不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑻　当機構岩手・宮城震災復興支援本部及び福島震災復興支援本部が発注した工事の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において、60点未満のものがないこと。

⑼　当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」において、平成23年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む）においては、次の条件を満足していること。

①　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し、施工中の者は資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑽　平成23年度以降に、元請けとして受注し、完成後引渡しを済ませた、「整地工、道路工、排水工が同一エリアで重層的になされ、施工面積が10ha以上の宅地整備事業に係る工事」を施工した実績を有すること　（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、各工種の施工実績は複数の工事の組合せによるものでもよい。

⑾　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年度以降に、元請けとして受注し、完成後引渡しを済ませた、「整地工、道路工、又は排水工のうち、いずれか２つ以上の工種を含み同一エリアで重層的になされ、宅地整備事業に係る工事」の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑿　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑾に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。（共同企業体の場合は、各構成員が専任の技術者を１名追加配置できること。）なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付し報告すること。

⒀　次に掲げる基準を満たす技術者を、本件工事の設計業務に配置できること。

①　本件工事に関する設計を申請者自ら行う場合

申請者は、次に掲げる基準を満たす管理技術者（設計の技術上の管理を行う者）及び照査技術者（設計の技術上の照査を行う者）を本件工事の設計業務に配置できること。なお、管理技術者又は照査技術者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を兼ねることができる。

イ　技術士法による技術士（建設部門（土質及び基礎）、建設部門（都市及び地方計画）、建設部門（道路）、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（建設）のいずれか）の資格を有し技術士法による登録を行っている者若しくはＲＣＣＭ（道路、下水道、都市計画及び地方計画又は土質及び基礎のいずれか）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者であること。

ロ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日に雇用関係があることをいう。

②　本件工事に関する設計を委託する場合

イ　設計に係る技術者の配置

・　申請者は、管理技術者（設計の進捗の管理を行う者）を当該業務に配置できること。

・　申請者より委託され本件工事に関する設計を行う者として予定されている者（以下「予定設計受託者という」）は、設計主任技術者（設計の技術上の管理及び統括を行う者）及び照査技術者（実施設計図書の内容の技術上の照査を行う者）を当該業務に配置できること。

ロ　管理技術者（設計の進捗の管理を行う者）の資格要件

・　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

・　管理技術者は、本件工事の現場代理人、主任技術者（監理技術者）、及び専門技術者を兼ねることができる。

・　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日に雇用関係があることをいう。

ハ　予定設計受託者は次のａからｇに掲げる基準を全て満たしている単体企業とする。

ａ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ｂ　当機構東日本地区における業種区分「土木設計」に係る令和３・４年度の競争参加資格の認定を受けていること。

ｃ　次に掲げる基準を満たす設計主任技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者は兼ねることができない。

⑺　技術士法による技術士（建設部門（土質及び基礎）、建設部門（都市及び地方計画）、建設部門（道路）、上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（建設）のいずれか）の資格を有し技術士法による登録を行っている者若しくはＲＣＣＭ（道路、下水道、都市計画及び地方計画又は土質及び基礎のいずれか）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者であること。

⑴　予定設計受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日に雇用関係があることをいう。

ｄ　本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある予定設計受託者でないこと。

ｅ　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

ｆ　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大熊町から指名停止を受けていないこと。

ｇ　競争参加する複数の者から設計受託を予定していないこと。